

植物防疫所「植物防疫情報」

NO.4

<http://www.maff.go.jp/pps/>

発行元：農林水産省横浜植物防疫所
〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎内
ISSN 2186-1625

平成24年3月1日現在

植物検疫に関する各種情報を掲載しています。また、ホームページ(<http://www.maff.go.jp/pps/>)では、法令改正や輸出入植物検疫に関する詳細な情報を掲載しております。

【法令改正関係情報】

- タイ産トーンディー種のポメロ生果実の輸入が条件付きで解禁されました（平成24年2月10日）
- プラムボックスウイルスの緊急防除に関する省令及び告示が改正されました（平成24年2月2日）
新たに発生が確認された地域が、平成24年3月3日から防除区域に追加されます。
- 「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の一部が改正されました（平成24年1月27日）
主な改正点は、ばれいしょの指定生産地域にネバダ州及びモンタナ州が追加されました。

【植物検疫関係情報】

《輸出検疫》

- 各国の輸入規則等詳細情報にアルジェリア、オマーン、カタール、韓国、クウェート、ケニア、サウジアラビア、サモア、スリランカ、セルビア、タイ、タヒチ、チュニジア、トンガ、バーレーン、パプアニューギニア及びヨルダンの情報を新たに追加し、ロシアの情報を更新しました（平成24年1月、2月）
- 「韓国の植物検疫規則の改正について」を変更しました（平成24年1月13日）
託送品及び引越し貨物で輸出される植物等について、植物検疫証明書の添付の取扱いが変更となりました。
- 「旅行者用簡易検索情報（韓国向け輸出携帯品条件一覧）」を変更しました（平成24年1月5日）

目次

* 法令改正、植物検疫関係情報（植物防疫所ホームページ掲載情報）	— 平成24年3月1日現在 —	
* 特集記事：国内植物検疫の実施状況（移動規制・緊急防除）		1～2
* 輸入検査で発見される検疫有害動植物	— <i>Thrips angusticeps</i> —	3
* 条件付きで輸入解禁された植物とその検疫業務	— インド（マンゴウ生果実） —	4
* 各地の植物検疫情報		
・ 東日本大震災からの復旧	— 仙台空港 —	5
・ タイ王国向け温州みかんの輸出	— 三重県 —	5
・ 輸出盆栽の栽培地検査	— 香川県・愛媛県 —	6
・ 人事院中国事務局主催の視察概要	— 下関出張所 —	6
・ F A O と日本政府共催による植物検疫措置に関する国際基準の地域ワークショップ		7
* 植物防疫所からのお知らせ		7

国内植物検疫の実施状況

(移動規制・緊急防除)

植物防疫所では、農産物の国際貿易に伴って植物の病害虫が侵入・まん延することを防ぐ輸出入植物検疫のほか、国内の病害虫のまん延を防ぐために移動規制、緊急防除及び指定種苗検疫といった国内植物検疫を実施しています。今回はこのうち、移動規制と緊急防除について紹介します。

● 移動規制

沖縄、奄美、トカラなどの南西諸島及び小笠原諸島には、サツマイモ、カンキツ類などの農作物に大きな被害を与える病害虫が発生しています。

これらの病害虫を未発生地域に侵入・まん延させないため、一部の植物は『植物防疫法』により、未発生地域への持ち出しが規制されています。

(1) 移動規制対象植物

- ①サツマイモ(塊根・茎葉)、空芯菜(ヨウサイ)、アサガオ類、ヒルガオ類

※サツマイモは消毒(蒸熱処理)をすれば未発生地域への持ち出しができます。

- ②カンキツ類(ミカン、タンカン、ヒラミレモン(シークワーサー)など)、ゲッキツなどの苗木

※果実や種子は持ち出しができます。

(2) 移動禁止対象病害虫

- ①アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、サツマイモノメイガ：サツマイモの世界的な大害虫
②カンキツグリーニング病菌：カンキツ類の樹木を数年で枯死させる細菌
③ミカンキジラミ：カンキツグリーニング病菌の媒介虫
④アフリカマイマイ：多種類の野菜を食害する大型カタツムリ

(3) 検査の状況

植物防疫所では、発生地域にある海空港におい

て、積載される貨物や旅客手荷物を対象とした検査を行っています。

平成22年は、24の海空港において、58,866隻(機)の船舶や航空機の乗客や貨物に対して検査を行い、77件の移動規制対象植物の移動を防止しました。主な植物としては、サツマイモが35件と最も多く、空芯菜が14件、ヒラミレモン苗が6件などとなっています(表)。これらのうち、サツマイモの一部を保管調査した結果、イモゾウムシ(5件)やアリモドキゾウムシ(2件)の寄生が確認された事例もあり、移動検査の重要性が確認されています。

移動が規制されている植物のうち、カンキツ類の苗については、カンキツグリーニング病に感染していないことが確認できれば発生地域から持ち出すことができるため、遺伝子診断や接木後の観察による生物検定を行っており、2件3本のヒラミレモン苗について検査を実施しました。

また、サツマイモについては、飽和水蒸気で徐々に加熱することにより、発芽能力を保ったまま殺虫することができます。64件404kgについて消毒確認を行いました。

移動規制対象植物や移動禁止対象病害虫の持ち出しを防ぐには、地元の皆様や観光客、業者の方などに、この制度についてご理解いただくことが大変重要です。そのため、植物防疫所では、海空港での広報活動の他、農業生産法人、宿泊施設、運送会社などへのリーフレットの配布、郵便局やスーパーマーケットにポスターの掲示をお願いするなどの活動も行っています。

移動禁止対象病害虫が未発生地域にまん延してしまうと、根絶・防除のために長い年月と多大な費用が必要となるため、未然に侵入を防止することが重要です。

移動規制についての、皆様のご理解とご協力をお願いします。

表 移動規制対象植物の臨船(機)検査実績

年次	検査 隻(機)数	移動規制対象植物								
		サツマイモ		空芯菜		ヒラミレモン苗		その他		
		件数	数量(kg)	件数	数量(kg)	件数	数量(kg)	件数	数量(kg)	数量(個)
平成18年	39,798	74	158.2	3	2.6	7	10	16	—	445
平成19年	56,295	99	264.3	14	12.2	9	14	19	—	305
平成20年	55,853	105	218.3	11	6.4	6	7	30	4.0	107
平成21年	57,561	34	60.8	4	1.5	11	33	26	4.8	63
平成22年	58,866	35	58.8	14	7.6	6	7	22	0.6	139

※臨船(機)検査：植物防疫官が直接船舶や航空機に乗り込んで行う検査

● 緊急防除

緊急防除とは、新たに国内に侵入または既に国内の一部の地域に発生している植物の病害虫が、農作物に大きな被害を与えるおそれのある場合や、植物の輸出が阻害されるおそれのある場合に、発生した病害虫を一部の地域に封じ込めて根絶させるための緊急的な措置です。防除を行う区域と期間を決め、発生した病害虫と寄主植物の作付けを制限または禁止し、譲渡または移動の制限を行い、消毒、除去、廃棄などの措置を実施するものです。

現在、国内で行われている緊急防除を紹介します。

(1) 鹿児島県喜界島における

カンキツグリーニング病の緊急防除

奄美大島を除く奄美群島では、カンキツ類に大きな被害を与えるカンキツグリーニング病が発生しています。発生が局所的であった喜界島では、平成19年4月12日から法令に基づいた緊急防除が行われています。これまで、寄主植物の移動制限、媒介昆虫のミカンキジラミの防除、感染樹及び周辺樹の伐採などが行われてきました。平成23年3月からは植物防疫所による駆除確認調査が実施されています。



カンキツ類の駆除確認調査

(2) 鹿児島県指宿市における

イモゾウムシ、アリモドキゾウムシの緊急防除

平成18年8月、鹿児島県指宿市でサツマイモの大害虫であるアリモドキゾウムシの発生が確認され、その後イモゾウムシの発生も確認されました。このため、平成21年8月20日から法令に基づき、徹底した寄主植物の除去など両虫の緊急防除が行われており、平成21年12月を最後に両虫の発生は見られていません。平成23年8月からは、植物防疫所による駆除確認調査が実施されています。

(3) 東京都における

プラムボックスウイルスの緊急防除

モモ、スモモなどの *Prunus* 属植物に大きな被害を与え、これまでウメへの自然感染報告のなかったウメ輪紋ウイルス(プラムボックスウイルス)が、平成21年に東京都青梅市のウメで初めて確認されました。このため、平成22年2月20日から法令に基づく緊急防除が開始され、現在、青梅市及び日の出町の全域、あきる野市、八王子市、奥多摩町、羽村市及び福生市の一部が防除区域となっています。

緊急防除を的確に行うには地元の皆様の協力が不可欠です。このため、今後とも関係の皆様のご理解とご協力をお願いします。



サツマイモの駆除確認調査

輸入検査で発見される検疫有害動植物 — *Thrips angusticeps* —

平成23年3月に輸入植物検疫制度の見直しに伴う関係規則が改正され、植物検疫措置の対象となる病害虫がリスト化されました。このうち検査で発見頻度の高いものを紹介しています。

第4回目となる今回は、アザミウマ科の *Thrips angusticeps* を紹介します。

【分布】

ヨーロッパ全域、イラン、イスラエル、トルコなど西アジアの一部とエジプト、リビアなど北アフリカの一部に分布しており、日本には未発生です。

【寄主植物】

エンドウ、ソラマメ、オオムギ、ライムギ、ジャガイモ、アブラナ属、アマ属など多くの植物に寄生することが知られています。

【輸入検査での発見状況】

イタリア、スペイン、フランスなどから輸入されるアーティチョーク、フェネル、サボイキャベツ、チコリなどの葉野菜から頻繁に発見されています。

【形態】

輸入検査で発見されるのは、*Thrips imaginis*

(本誌No. 2で紹介)と同様にほとんどが雌成虫です。体長は1.3～1.7mm、体色は雌雄とも一様に暗褐色ですが、7節ある触角の第3節から先端まではやや色が薄くなります。雄成虫は雌成虫に比べてやや小型となります。この虫には短翅型(翅の短いタイプ)と長翅型(翅の長いタイプ)がいます。

【被害・生態】

成虫・幼虫ともに、植物の新芽、葉、茎、果実、花卉などを吸汁し、アザミウマ特有の被害である銀白色斑(シルバリング)症状(本誌No. 2で被害写真を掲載)を発生させます。また、吸汁された部分が曲がったり、植物体が小型化(わい化)するなど発育障害を誘発して、農作物に経済的な被害を与えます。ヨーロッパでは通常年2回世代を繰り返し、第1世代目が短翅型、第2世代目が長翅型となります。秋期に羽化した短翅型の成虫は土壌内で越冬し、翌年の3月から4月に土壌温度が上昇すると出現、若い苗の新芽を吸汁し被害を与えます。夏期には第2世代である長翅型の成虫と幼虫が発生し、植物を加害します。

ヨーロッパでは、アマ属植物の重要害虫として知られており、また早春にエンドウやソラマメの幼苗が深刻な被害を受けたことも報告されています。



Thrips angusticeps 成虫
(プレバート標本)



寄主植物のアーティチョーク



寄主植物のサボイキャベツ

条件付きで輸入解禁された植物とその検疫業務

— インド(マンゴウ生果実) —

インド産マンゴウ生果実は、ミカンコミバエ種群とウリミバエの寄主植物として植物防疫法で輸入が禁止されています。しかし、平成18年6月23日に農林水産大臣が定める基準（蒸熱による消毒処理の実施など）に適合しているもので、インドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴウについては輸入が解禁されました。

輸入が認められた品種は限られており、その品種は、アルフォンソ種、ケサー種、チョウサ種、バンガンパリ種、マリカ種及びラングラ種の6品種となっています。濃密な病害虫防除が行われる地区として、インド植物防疫機関が指定した地域（アンドラプラディッシュ州、ウッタルプラディッシュ州、グジャラート州、西ベンガル州及びマハラシュトラ州の5州）で生産されたものでなければなりません。

現在、インドでは7か所の消毒処理施設が認められ、主に3月から7月にかけて日本とインドの植物検疫担当者が合同で消毒・検査を行い輸出されています。

そこで今回は、インド産マンゴウ生果実について日本の植物防疫官が行う業務を紹介します。

1 蒸熱処理施設の調査

蒸熱処理施設については、その使用開始前に、インド側が行う施設の設備と能力の調査がなされます。植物防疫官はその調査に立ち会い、目的とする温・湿度まで上昇させる能力があることなどを確認します。

2 こん包施設と保管場所の調査

消毒が行われたマンゴウ生果実のこん包施設やその保管場所は、ミバエ類の侵入を防止するため、窓などの開孔部には全て網（孔の直径が1.6mm以下）が張られていることや、その出入口には二重扉やエアーカーテンなどの侵入防止策がとられていることをインド側と合同で確認します。

3 消毒の確認

ミバエ類を対象とした消毒は、蒸熱処理施設で飽和蒸気を使用して行います。庫内温度を段階的

に50℃以上となるよう設定し、消毒開始から2時間10分以降に生果実の中心温度が47.5℃以上になった後、20分間処理されたことを、インド側と合同で確認します。

4 輸出検査とこん包の確認

植物防疫官は、インド側が行う輸出検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にミバエ類の付着がないことを確認します。また、こん包された箱は、ミバエ類が侵入するおそれのない作りになっていること、輸出検疫終了と仕向地の表示がなされていることを確認します。

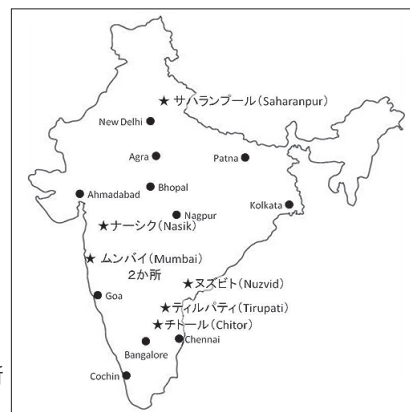
5 植物検疫証明書への付記

植物防疫官は、消毒や輸出検査などが、条件のとおり行われたことを確認できた場合、インド側が発給した植物検疫証明書の余白に氏名を付記します。

以上の過程を経て、インド産マンゴウ生果実は日本へ向けて輸出されています。



インドの植物検疫担当者による温度センサーの挿入



マンゴウの
蒸熱処理施設場所
(7か所)

東日本大震災からの復旧 — 仙台空港 —

平成23年3月11日、仙台空港は東北地方太平洋沖地震の大津波で甚大な被害を受けました。自衛隊や在日米軍など多くの方々による懸命の復旧作業により、滑走路の供用再開（4月13日）、国内定期便の運航再開（7月25日）と順調に復旧作業が進み、9月25日には国際定期便（韓国）の運航が再開されました。その後もアジア便を中心に、順次運航を再開しています。

仙台空港では、国際便の旅客携帯品検査のため、空港ビルに職員を常駐させ、横浜植物防疫所塩釜支所の分室として業務していましたが、津波の被害により一時閉鎖となりました。

空港分室の職員は、震災後は塩釜支所に移り、国際便運航の都度同支所から出向いて業務を行いました。この間、被災地の復旧作業や緊急支援物資の供給に支障を来さないよう、関係府省



仙台空港植物検疫カウンター 被災状況

が緊密に連携して情報収集にあたり、迅速な業務対応に努めました。

空港の官庁エリアの復旧工事が終了し、検査に必要な器具などの整備の目処が立ったことから、10月1日より空港分室駐在による業務を再開しました。

今後も迅速な運航情報の収集や関係機関との連携強化により、円滑な業務運営に努めます。

（横浜植物防疫所 塩釜支所 仙台空港分室）

タイ王国向け温州みかんの輸出 — 三重県 —

タイ王国は日本に発生しているミカンバエなどの侵入を防止するため、日本産カンキツ類生果実の輸入を全面的に禁止しています。このため、農林水産省はタイ王国に輸入解禁要請を行い、平成19年に温州みかんについて、ミカンバエの未発生地域内で生産されたことなどの植物検疫条件を満たした果実に限り、輸出が認められました。

三重県南紀地域の熊野市、御浜町及び紀宝町はカンキツ類の生産地として知られ、植物防疫所では、輸出に熱意ある地元生産者の要請を受け、平成21年からミカンバエの発生調査を行っていました。タイ王国側検査官による現地調査の結果、同地域はミカンバエの未発生地域として指定され、平成22年11月からタイ王国に向けて温州みかん生果実の輸出が開始されました。



温州みかんの日・タイ合同輸出検査の様子

輸出2年目となる平成23年度のシーズンは、夏の台風12号による大被害にもかかわらず、地元生産者は輸出に向けて準備を続けました。11月中旬に日・タイ両国の検査官による合同輸出検査が御浜町の選果場で行われ、7トンの早生温州みかん生果実が合格となり、タイ王国に輸出されました。

生産地域では、来シーズンに向けてさらに品質向上などの精力的な取組が続けられています。

（名古屋植物防疫所 四日市出張所）

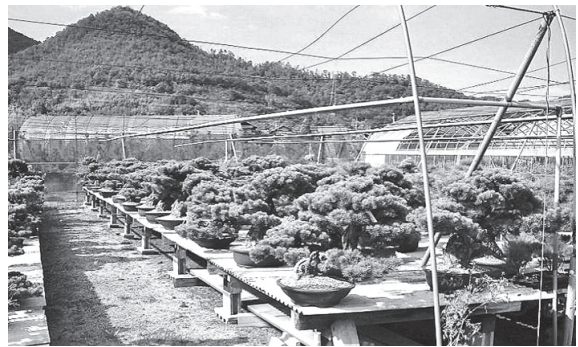
輸出盆栽の栽培地検査

— 香川県・愛媛県 —

香川県及び愛媛県は、日本を代表する盆栽の生産地で、輸出を目的とした盆栽も栽培されています。EU諸国向けの盆栽は、栽培ほ場の登録が27年前から開始され、当初は五葉松盆栽のみでしたが、現在は両県合わせて19生産者、21種類約1万本の盆栽が登録栽培されています。

EU諸国へ盆栽を輸出する場合、少なくとも2年間、公的に登録されたほ場で栽培管理すること、高さ50cm以上の棚に置かれた鉢で栽培することなどが条件となっています。また、年間6回の公的検査の実施、栽培土壌の消毒確認などの栽培地検査が必要となります。ゴマダラカミキリの寄主であるカエデなどの一部の植物は、その侵入を防ぐため網室内での栽培も条件とされています。

植物防疫所では、EUの定めた検疫条件に合致



輸出用盆栽の栽培の様子

しているかを確認する栽培地検査と輸出検査を行っています。

一方、平成23年11月18日から21日の4日間、日本で初めてとなる「第11回アジア太平洋盆栽水石大会」が高松市を主会場として香川、愛媛両県で開催され、7万人を越える国内外からの来場者がありました。両県を含め海外への盆栽の輸出促進に期待が高まっています。

(神戸植物防疫所 坂出支所)

人事院中国事務局主催の視察概要

— 下関出張所 —

平成23年11月22日、人事院中国事務局主催で「有識者の職場訪問」が行われ、山口県と北九州地区在住の視察者9名が門司植物防疫所下関出張所を訪れました。

この取組は、報道機関、企業経営者、市民団体などの方々に、植物防疫所など国家公務員の業務内容や勤務の様子などについて、一層理解を深めていただくため行われているとのことです。

職場訪問では、下関出張所の現況や植物検疫制度について説明した後、下関港国際フェリーターミナルに移動し、入国する旅行者が携帯する植物の検査場内にて、検査の流れや検査状況などを説明しました。

この中で、日本への輸入が禁止されている生果実などが植物検疫カウンターに持ち込まれた場合に、植物防疫官が輸入禁止品であることを



植物検疫カウンターでの説明の様子

説明し、病害虫の日本への侵入を水際で阻止している事例などを紹介しました。

視察者の方から、「一度に多くの植物などを検査し、かつ見落としがないように努めているからこそ、私達の食の安全・安心が守られているのだと思った」という感想をいただくなど、日本の農業を守るために働く植物防疫官の職務について、理解を深めていただいたように感じました。

(門司植物防疫所 下関出張所)

FAOと日本政府共催による 植物検疫措置に関する国際基準の 地域ワークショップ

平成23年10月31日から11月2日の3日間、那覇市内において国際連合食糧農業機構(FAO)と日本政府共催による植物検疫措置に関する国際基準(ISPM)のワークショップが開催されました。日本を含め、タイ、ベトナムなど東南アジア10か国から20名の植物検疫機関職員が参加しました。

国際基準のうち、①改正された植物検疫証明書に関する基準、②輸入された植物類に植物検疫上重大な問題や検疫有害動植物などが発見された場合に実施される緊急行動の通報に関する基準、③輸入されることなく通過する荷口に関する基準について、各国の現状や課題についての意見交換が行われました。

また、新たな病害虫の侵入を想定したケース



ワークショップの様子

スタディでは、侵入時の関係者への説明や各病害虫の生態に基づいた防除エリアの設定など、各国の植物検疫機関に求められる対応について意見交換が行われました。

当所は、開催場所を管轄する植物防疫所として、会場運営などのサポートを行いました。ワークショップを通じて、植物検疫制度の調和には各国が国際基準に対する共通理解を持ち、協力していくことの重要性が認識されました。

(那覇植物防疫事務所 輸入検疫担当)

お知らせ

❖平成23年3月に植物検疫制度の見直しが行われました。このうち、輸出国栽培地における検査を要求する措置の対象国・地域及び植物の追加などに関する改正が平成24年3月7日から施行されています。詳しくは、植物防疫所ホームページ「植物検疫制度の見直し」のコーナーをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/pps/j/information/seido_minaosi/import_2011/index.html

❖沖縄、奄美、トカラなどの南西諸島及び小笠原諸島には、サツマイモ、カンキツ類などの農作物に大きな被害を与える病害虫が発生しています。

これらの病害虫を未発生地域に侵入・まん延させないため、一部の植物は『植物防疫法』により、未発生地域への持ち出しが規制されています。

植物防疫所では、ゴールデンウィークを控えた4月中旬頃に、移動規制植物などに関する広報強化週間を設け、主な空港や港などでポスターの掲示やリーフレットの配布を行い、これらの病害虫が発生している地域へ旅行される皆様を対象に、移動規制の内容をお知らせすることとしています。

今後も、皆様のご理解とご協力をお願いします。



■発行編集担当

農林水産省 横浜植物防疫所 調査研究部 企画調整担当

TEL: 045-211-0375

植物防疫所ホームページ <http://www.maff.go.jp/pps/>

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第2合同庁舎